

新庁舎の基本方針について（案）

市庁舎の現状や課題、市民アンケートの結果を踏まえ、庁舎を建替えることとし、新庁舎の基本方針と機能について以下のとおり定める。

1 市民の生命と財産を守る庁舎

- ① 耐震性の確保
 - ・ 防災拠点施設として地震や風水害に強く、十分な耐震性が確保できる構造とする。
 - ・ 大規模な地震時に、庁舎の被害を最小限に抑え、庁舎の機器等が機能停止しないような施設とする。
- ② ライフラインの確保
 - ・ 停電や断水に対応可能なバックアップ機能として、自家発電設備や貯水槽などを設置する。
- ③ 災害対策本部機能の確保
 - ・ 災害発生時に、災害対策活動の中核として、被害状況などの情報を的確に把握し、迅速な支援や復旧活動を行うことができる災害対策本部機能を確保する。

2 誰もが利用しやすい庁舎

- ① ユニバーサルデザインの充実
 - ・ 来庁者が円滑に移動できるように、通路の幅が広く段差や勾配の少ないフロアとする。
 - ・ 車いす使用者、子供連れの利用者、オストメイトなどに対応した多機能トイレや乳幼児連れの利用者が授乳、おむつ交換などを行なえるスペースを設置する。
 - ・ 遠くから視認できる表示や点字サイン、外国人に配慮した多言語表示など、誰でも分かりやすい案内表示とする。
- ② 窓口・相談サービスの向上
 - ・ 届出や証明書の発行など、利用者の多い窓口については、手続きがスムーズに行えるよう低層階に集約配置する。
 - ・ 気軽に相談できるよう利用者とのコミュニケーションを大切にできる空間を整備するほか、プライバシーへの配慮した相談コーナー、相談室も設置する。

3 市民に開かれた庁舎

- ① 市民交流スペースの提供
 - ・ 市民が気軽に集い、交流ができたり、休憩ができるスペースを提供し、親しみのある庁舎を目指す。
- ② 利便機能の充実
 - ・ 市の情報や観光案内などが発信提供できる情報コーナーや銀行 ATMなどの利便機能を充実する。
- ③ 議会スペースの充実
 - ・ 市民が気軽に参加し、傍聴できるよう開放的な環境整備を行う。
 - ・ 議場は、円滑な議事運営ができるよう機能的なものとし、議会運営の支障の無い範囲で、市民利用の可能性を検討する。

4 環境に配慮した庁舎

- ① 自然エネルギーの活用
 - ・ 太陽光発電、自然採光、自然換気などの自然エネルギーを活用し、環境負荷の低減に寄与した地球環境に配慮した庁舎とする。
- ② 省資源・省エネ化
 - ・ 照明や空調などは高効率な設備機器を採用することにより、電力使用量などの抑制を図る。
- ③ 施設の長寿命化と維持コストの軽減
 - ・ 建物は耐久性に優れた構造とし、長寿命化を図る。
 - ・ 維持管理が容易な設備構造とし、長期的にランニングコストの軽減できるものとする。

5 将来の変化に対応できる庁舎

- ① 可変性、汎用性の高い空間
 - ・ 間取りなどが容易に変更できるフレキシブルな執務室とするとし、将来の行政需要の多様化による組織の再編などにも柔軟に対応できるようにする。
 - ・ オープンフロアを原則として、執務室の個室化は必要最小限にする。
- ② 高度情報化社会への対応
 - ・ 情報発信技術（ICT）を活用した事務の効率化、サービスの向上を図るため、LAN等の配線が容易なフリーアクセスフロアを基本とし、機器等のレイアウトが自由に行えるものとする。
 - ・ 個人情報等の漏洩の防止に努め、特にセキュリティが求められるエリアには入退室管理システムなどを導入する。